

マンガで解説

弁護士法人
キャストグローバルの
弁護士が教える

交通事 故

相 談 ガ イ ド

間違っ
た対
応を
する
前
に



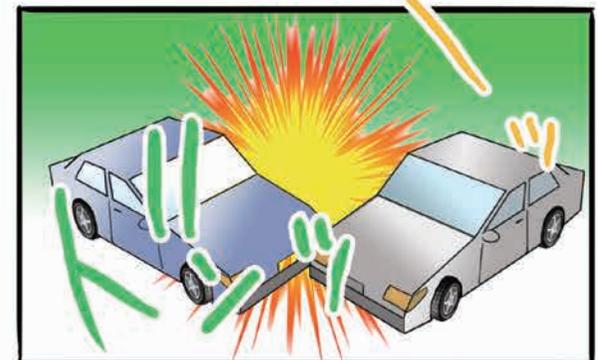
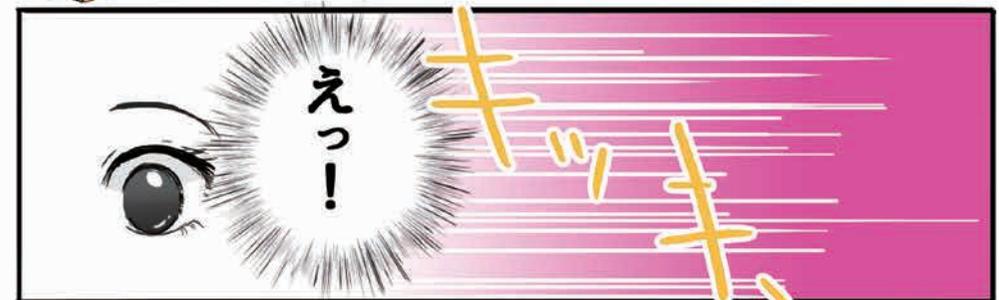
交通事故の対応、保険会社との交渉

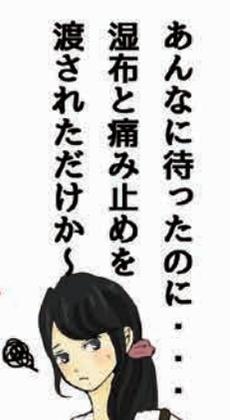
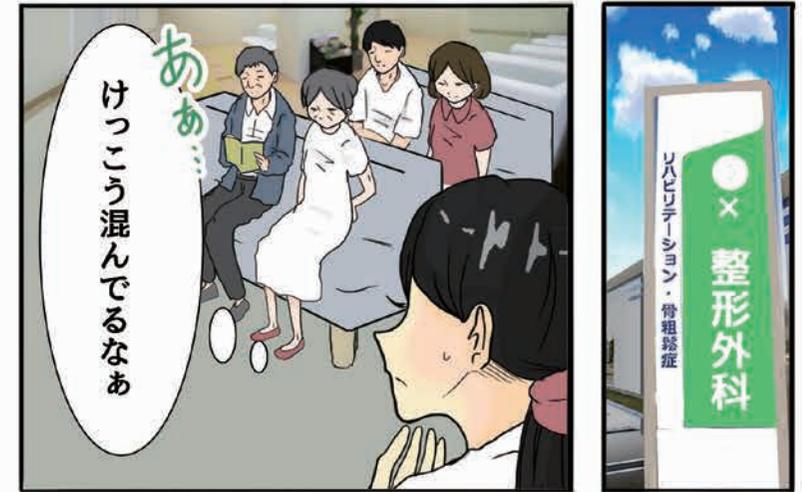
**こんなとき誰に何を
聞けばいいのか？**

賠償金で
絶対に
失敗しない！

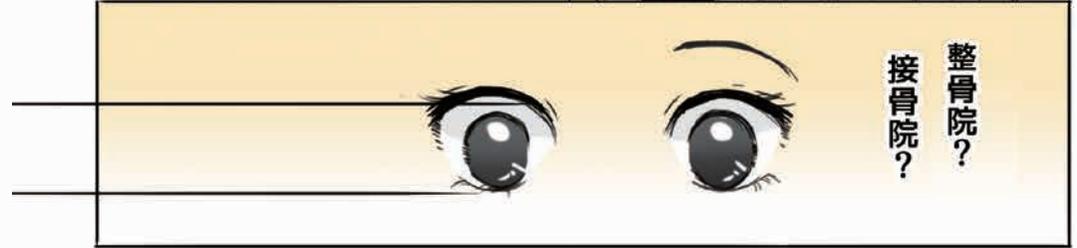
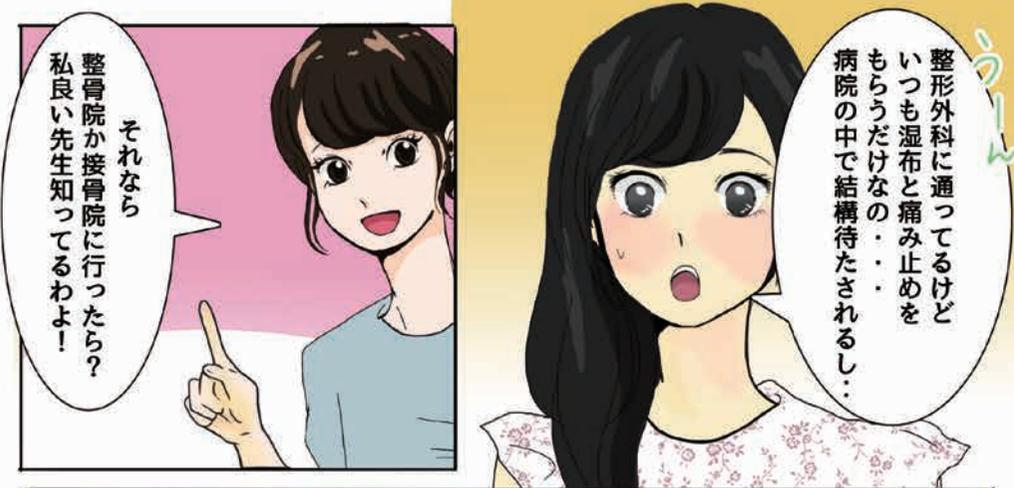
弁護士法人キャストグローバル

SE













弁護士費用特約

ご家族の自動車保険の
弁護士特約も使える事がありますし
家の火災保険にも付いている事が
多いので一度確認してみてくださいね

多くのケースは
この補償内で収まるので
弁護士費用の負担は
実質0円になる事が殆どなんです！

自動車保険に**弁護士特約**が
付いている場合
一定の条件を満たせば
被害者の方おひとりごとに
300万円まで弁護士費用が
ご加入の保険会社から補償される

わあ！
弁護士特約って
凄いですね！

弁護士に依頼するメリット

弁護士は法律のプロ
信頼できる心強い
味方になってくれますよ！

● 精神面

- [1 保険会社との交渉を任せて、
保険会社の圧力から解放される。]
- [2 今後の日常生活の不安を解消]

● 金銭面

- [1 怪我による仕事が出来ない分の収入の補償]
- [2 慰謝料増額 (適正な賠償)]

交通事故に遭って身体が不調で
ネガティブな考えばかり
だったので：
こうやって弁護士さんを
頼れるのは安心出来ますね！

up



後遺障害

交通事故で被害者が受けた**精神的・肉体的な傷害**につき
治療を尽くしたものの完治せず後遺症が残り
将来において回復の見込みのないものとして
認定されたものを言います

また
後遺障害となった際は
請求できる後遺障害慰謝料も
「裁判（弁護士）基準」で
請求することで
大幅な慰謝料の増額が
見込めますよ

あー！



損害賠償額の違い

①**裁判基準**
弁護士の基準で最も高額！

②**任意保険基準**
保険会社の基準

③**自賠責基準**
この基準で保険会社が
提示してくる事も

高
↑
低

えー！
そんなんですか！

我々に依頼する事で
裁判の基準に基づいた適正な
賠償額に増額させる事が
可能です

時には何倍もの
大幅な差がつく事も
あるんですよ





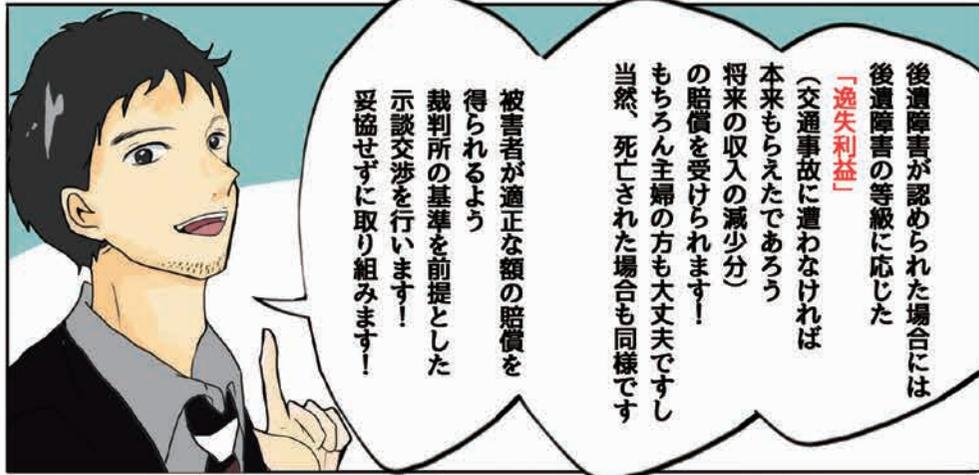
まずは示談の流れです

弁護士に依頼をするタイミングですが、示談が終了する前であればいつでも依頼する事が可能です。最適な示談交渉開始の時期も事案によって変わってくるので、弁護士への相談自体は早い方が良いです。依頼後は弁護士が窓口になって相手方との交渉を全て行います。



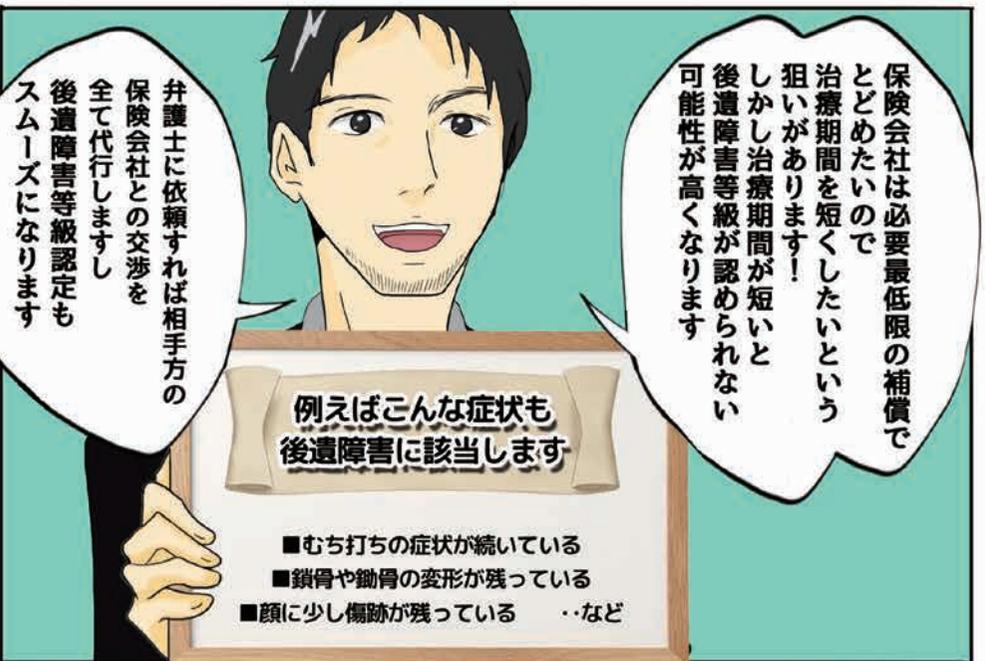
等級	慰謝料
1級	2800万円
2級	2370万円
3級	1990万円
4級	1670万円
5級	1400万円
6級	1180万円
7級	1000万円
8級	830万円
9級	690万円
10級	550万円
11級	420万円
12級	290万円
13級	180万円
14級	110万円

※裁判所基準



症状固定

治療によって完治する事がもっとも望ましいのですが
治療やリハビリを継続した結果
「これ以上症状の改善が見込めない」という状態になれば
症状固定（治療終了）となります。
治療が終了するので、当然治療費が出なくなる事になります。
ただし後遺障害等級が認定されれば
今後その症状と付き合っていく事に対する慰謝料が別途請求できます。
なお、症状固定の判断は実際に患者に接している医師の診断が最も重視されます。
あくまで目安ですが、事故から6か月が1つのポイントです。



ちなみに、まだ治療が必要なのに
相手方の保険会社から
『そろそろ症状固定してください』
とか『治療費を打ち切ります』と
連絡を受ける事がありますが
症状固定を判断するのは医師なので
流されないようにして下さい

事故直後の最低限の確認事項

- ① 加害者が自賠責保険・任意保険に入っているか否かを確認する。
- ② 加害者が「どこの誰で」「どうすれば連絡がつくのか」を把握しておく。
- ③ 警察に人身事故としての届出がなされているか？
- ④ 物的証拠の保管。現場写真、損傷した車、携行品の写真

病院との関係、健康保険について

① 出来れば医療機関とは喧嘩しない

病院や医師は「協力して治療を行う味方」であることを忘れないでください。

② 病院までの交通費や薬代など、自分自身がお金を払った出費について証拠(領収証・メモ)を残す。

- 「医師の指示」で必要とされている費用を支払った場合、領収書をとっておくこと。
- 自費で支払った薬代・湿布代などについて領収書を残しておくこと
- 付き添いが不可欠だった場合、付き添いをした日時・記録を残しておくこと
- 医療機関への通院に要した交通費について記録をつけておくこと

どのような解決方法があるか？

方法1. 保険会社からの提案通りで解決

保険会社の提示してきた金額というのは、裁判基準という適正な基準と照らし合わせると数十万から数百万、大きな事故だと数千万単位で差がでるケースが多々あります。

方法2. 保険会社と本人が交渉した結果、若干上乘せしてもらって解決

被害者の方ご本人が保険会社の担当者と交渉をすることもできます。ただし、方法1のときと同じく、適正な賠償額からはほど遠いことが多いです。

方法3. 弁護士を通じての示談交渉

いきなり訴訟を起こすのではなく、裁判所の基準で損害額を計算し、保険会社に示談交渉を行い、裁判外での解決を試みます。依頼者が早期解決を希望するケースが多く、裁判外での解決であれば早期解決が可能だからです。保険会社の担当者の立場からみても、話し合いがつかない場合、弁護士が相手だと訴訟になるリスクを抱えることになるので、会社から決裁を得易くなることもあります。保険会社としても、正当な根拠を示された場合、支払いに応じざるを得なくなります。

方法4. 訴訟を起こして解決

保険会社と見解が大きく異なる場合や、保険会社が提示した賠償金が著しく低額である場合、示談交渉を続けても解決が望めない場合があります。それらの場合、訴訟提起をしたり交通事故紛争処理センターへの申し立てを行い解決する方法があります。

CASE3. 加害者側の弁護士から裁判を起こされた！ 納得できない。

- 自 車：普通自動四輪
- 相 手：普通自動四輪
- 道 路：直線道路
- 態 様：信号待ち停車中の追突事故

取得金額：327万円(受取金額)

受 傷 部 位：頸椎捻挫、腰部捻挫

後遺障害等級：14級9号

依頼者の車が信号待ちの車列の最後尾に止まっていたところ、前方不注視の相手方車両が依頼者の車に追突。事故後、依頼者は首と腰を痛めて通院を続けていましたが、加害者側任意保険会社が弁護士を介入させて、一方的に治療を打ち切られてしまいました。さらに、加害者側の弁護士は、債務不存在確認訴訟という訴訟を起こして、被害者である依頼者を訴えてきました。「債務不存在確認訴訟」とは、賠償責任を負う加害者の側が、自分にはお金を支払う義務がない、ということの確認を求める裁判です。これを加害者側から起こされた場合、きちんと裁判に挑戦して適切に裁判で反論できなければ、賠償を受けられなくなってしまう可能性があります。

本件では、当事務所が介入して、事案に応じた的確な主張・立証を行うことで、結果的には賠償額が相手方の主張する約80万円から327万円と4倍以上にアップし、無事、正当な賠償額で裁判上の和解に至ることができました。

CASE4. 保険会社と話し合いにならない。

- 自 車：普通自動四輪
- 相 手：普通自動四輪
- 道 路：直線道路
- 態 様：後部追突

取得金額：215万8756円(受取金額)

受 傷 部 位：頸部捻挫、腰部捻挫

後遺障害等級：併合14級

依頼者様は、相手の保険会社担当者との連絡に苦勞されていました。何かを約束しても全く守ってもらえず、再度連絡を取ると、すぐしますと返事があるが一向にやってくれない。しまいには、賠償金を払わないと言われたそうです。来所頂いた後、半年程通院したところで、症状固定となりました。腰痛、頸部痛の自覚症状が残り、腱反射等の低下も見られたため被害者請求で後遺障害等級申請をしました。頸部痛、腰部痛、ともに14級9号が認められ、併合14級となりました。自営業でいらっしまったので逸失利益が問題となりました。大きくかい離がありましたが、その他慰謝料及び休業損害とを調整しなんとか合意に至りました。依頼者様は、保険会社と話が出来なかつた中で依頼して任せられただけで大変喜んでいただき、また、示談金にも満足頂きました。

事例

CASE1. 適切な後遺障害が認定できた

- 依頼者：徒歩
- 相 手：普通自動四輪(軽)
- 道 路：交差点
- 態 様：横断歩道上で右折してきた相手方車にひかれる

取得金額：2351万円(受取金額)

受 傷 部 位：左橈骨遠位端骨折、頭部打撲、第1腰椎圧迫骨折

後遺障害等級：併合7級

依頼者が横断歩道を歩行中、左側道路から右折してきた相手方車が横断歩道上で依頼者と衝突。幸い頭部外傷は甚大なものではなかったのですが、腰椎の圧迫骨折と左手に複数個所の骨折がありました。

私たちが適切な資料を添えて後遺障害の申請をした結果、併合7級という結果を得ることができました。それをもとに示談交渉を行い、裁判基準よりは減額したものの、依頼者にも納得していただける賠償金を受け取ることができました。重い後遺障害が残り、依頼者としては不自由な身体になってしまいましたが、他方でそれなりに多額の賠償金を得ることができました。

CASE2. 保険会社担当者の説明がわからない

- 自 車：普通自動四輪
- 相 手：普通自動四輪
- 道 路：直線道路
- 態 様：追突(玉突き)

取得金額：240万1008円(受取金額)

受 傷 部 位：頸椎、腰椎、右ひじ関節、左膝関節各捻挫等

後遺障害等級：14級9号

依頼者は保険会社から治療の打ち切りを打診され、ご自身で保険会社とやりとりをされている中で、保険の仕組み(自賠責保険と任意保険の違い、賠償金の支払い基準など)や後遺症のことなどで、保険会社の担当者から受ける説明が要領を得ないということで不安になっていました。

保険会社との交渉では、粘り強く話し合いを重ねて、裁判基準のほぼ満額を取得することができました。後遺障害の事前認定で14級9号を受けることができたことが大きな成果であると思います。

後遺障害には たくさんの種類(等級)があります。

後遺障害の「等級」とは？

交通事故による後遺障害は、別表IとIIにわかれて、部位や程度によって1~14級までの等級に分類され、140種類もの細かな分類がなされています。この等級は、労働者災害補償保険法の等級と同じです。しかしながら、労働者災害補償保険法とは判断基準が少し異なります。様々な後遺症がある中で、公平適正な損害賠償がなされるように、基準が設けられています。したがって、この基準に照らし合わせて認定されます。

等級はどのように決まるのか？

まず、後遺障害診断書の自覚症状欄を確認し、「後遺症」がある部位を確認します。次に、「後遺症」を引き起こす他覚所見の有無、後遺障害等級にあたる証明が出来るかを確認します。

「後遺障害等級認定」には、3つの決まりがあります。

併合

部位の違う後遺障害が複数ある場です。重い方の等級またはその重い等級を繰り上げることを言います。14級が二つの場合は、併合14級、12級と11級があれば、併合10級となります。

加重

既に後遺障害を認定された方が、その後また交通事故に遭い、より程度が重くなった場合です。すでにある後遺障害分については、原則として、賠償の対象となりません。

準用

等級表にないが、同程度の等級といえる場合です。たとえば、嗅覚脱失や味覚脱失などがあります。

保険の確認をしましょう

— 自身の保険以外でも弁護士費用特約が使える場合があります —

- ① 家族が加入している自動車保険に弁護士費用特約がついている場合
- ② 友達など他人の所有する車を運転している時に事故にあった場合、その車の自動車保険が弁護士費用特約付きだった場合
- ③ 自動車保険に弁護士費用特約がついていなくても、それ以外の保険で、弁護士費用特約がついている場合(ご家族や損害保険会社にお問い合わせ下さい)
- ④ クレジットカードに弁護士費用特約が付帯している場合

弁護士費用特約がない場合

弁護士費用特約がなく、弁護士費用全額が自己負担になる場合でも、弁護士事務所と相談・見積をとることをお勧めします。保険会社が提示してきた金額と、弁護士が裁判基準で和解できる見込額の差額が大きい場合は弁護士に依頼したほうが有益になるからです。

争いになるポイント

① 休業損害

特に個人事業主の方の休業損害、会社役員の方の休業損害は、保険会社が争ってることが多いです。

② 過失割合 ③ 後遺障害の程度

④ 逸失利益

多くの方が症状固定日以後も事故前と同じようには働けず、減収を余儀なくされてしまいます。症状固定日以後の将来分の年収が減収してしまう分を補償するための項目が「逸失利益」という損害費目です。逸失利益の計算は、

基礎年収(事故前年の年収) × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間
となります。

弁護士法人キャストグローバルの弁護士費用

キャストグローバルは**着手金(初期費用)**を頂きません。
わかりやすい料金体系です。

初期費用

初回相談・着手金**0円**

損害賠償金の取得まで費用はかかりません。
※弁護士費用特約に加入されている方は、相談料(30分5,000円(税別))と着手金を保険会社から直接頂きます(全労済等一部を除く。)
お客様にご負担はありませんので安心ください。

弁護士費用(消費税別)

費用**完全後払い**

20万円+賠償金の10%+実費
※実費とは、郵送料、裁判所に取める手数料等をいいます。
※事案により変動する場合があります。
※弁護士費用特約が付帯している場合は除く

キャストグローバルでは

交通事故の相談料は頂いておりません。

また、ご依頼頂いた時点で **お支払いただくことはありません。**
弁護士費用は、**賠償金獲得後に賠償金からお支払頂きますので、**
ご依頼時点で費用を頂くことはありません。
費用倒れになるのではないかとご心配になる必要もありません。

知らないうちについているかも?「弁護士費用特約」をご確認下さい。

弁護士特約にご加入している場合は、一事故について、
一人あたり、最大300万円までの弁護士費用が補償されます。

ご自身の保険(自動車任意保険、火災保険、個人賠償責任保険等)に弁護士特約は付いてませんか?
弁護士費用特約とは、交通事故の被害者の方が、相手に対して、損害賠償を求める際に、弁護士費用を補償する特約です。ご自身、同居のご家族や同乗者の方の自動車保険に弁護士特約が付いている場合に利用できます(※一定の条件があります。)。一事故、一人あたり300万円を上限として、弁護士費用が払われます。多くの方が、弁護士費用の負担額が0円になります。上限を超える場合もあり、その際は一部ご負担頂くことになります。もっとも、そのような場合は、相当増額出来る事案であり、弁護士費用特約がなくても弁護士に依頼すべき事案であることが多いです。交通事故に遭われたら、弁護士費用特約があるかご確認ください。

後遺障害等級認定後の流れ

後遺障害における賠償額は、等級に基づきます。

通事故による後遺障害に対する賠償額は、主に後遺障害慰謝料、逸失利益であり、後遺障害等級を基準にします。認定された後遺障害等級をもとに、保険会社は自社の基準で損害賠償金を算出し、被害者に提示するという流れになります。

等級認定から賠償金提示までの流れ
(当事務所ではおすすめしませんが、事前認定の場合です。)

01. 怪我の治療終了(症状固定)
02. 後遺障害診断書等を医師に書いてもらう
03. 損害保険利率算出機構が等級認定の審査する
04. 認定の結果により、保険会社が賠償額を算出する

後遺障害等級に納得できない場合は、異議申立てをすることが出来ます。何度でもできますが、症状固定から3年以内でなければなりません。また、保険会社の提示額に納得できない場合は、増額を求めて交渉することが出来ます。



東京神田事務所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町
2丁目11-7 小川ビル6階
TEL/03-6273-7758 FAX/03-6273-7759

立川事務所

〒190-0012 東京都立川市曙町2丁目
34番7号 ファーレイーストビル7階
TEL/042-548-3111 FAX/042-633-9466

横浜事務所

〒220-0004 横浜市西区北幸1丁目
11番15号 横浜STビル14階
TEL/045-534-6421 FAX/045-534-6422

大阪高槻駅前事務所

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町
5番23号 ファイブビル4階
TEL/072-685-3900 FAX/072-685-3901

滋賀大津駅前事務所

〒520-0044 滋賀県大津市京町3-3-1
A&M・OTSUビル2階
TEL/077-527-0023 FAX/077-527-0007

- 東京事務所(港区愛宕)
- 東京神田事務所(千代田区)
- 立川事務所(立川市)
- 横浜事務所(神奈川県)
- 大阪事務所(北区中之島)
- 大阪高槻駅前事務所(高槻市)
- 越谷レイクタウン支店(埼玉県)
- 川口支店(埼玉県)
- 滋賀大津駅前事務所(滋賀県)

ホームページ / <https://castglobal-law.jp/trafficaccident>

メールアドレス / info@castglobal.biz

第一東京弁護士会所属



設置院情報



弁護士法人
キャストグローバル
Cast Global Group

交通事故相談窓口 TEL 050-3530-1156